

## いわぎんアプリ利用規約

いわぎんアプリ利用規約（以下「本規約」と言います）は、株式会社岩手銀行（以下、「当行」と言います）が提供するスマートフォン向けアプリケーション「いわぎんアプリ」（以下、「本アプリ」と言います）を利用する場合の取扱いを明記したものです。

### 第1条 本アプリのサービス内容

1. 本アプリは、お客さまのインターネットに接続可能なスマートフォンにダウンロードした当行所定のアプリケーションを使用して、3.で定めるサービス（以下、「本サービス」と言います）をご利用いただけるものです。

2. 本サービスの利用は、日本国内に居住の個人のお客さまに限られます。

3. 本アプリでは以下のサービスをご利用いただくことができます。

#### (1) 登録口座情報の閲覧・保存サービス

本アプリに登録した預金口座またはカードローン口座の残高や入出金明細を閲覧・保存することができます。

#### (2) プッシュ通知サービス

当行は本アプリ利用者に対し、プッシュ通知機能を利用してキャンペーン情報、広告・各種情報を提供します。また、プッシュ通知は端末の位置情報と連動してお知らせを通知する場合があります。プッシュ通知、位置情報の利用を許可しない場合は、設定画面より変更が可能です。

#### (3) 収納サービス「Pay-easy（ペイジー）」

① 収納サービス「Pay-easy（ペイジー）」は、当行所定の収納機関に対し、本アプリに登録したメイン口座から払込資金を引き落とすことにより、税金、各種料金等（以下「料金等」と言います）の払込みを行うサービスをいいます。

② 1日あたりの料金等払込み金額は、当行所定の上限金額の範囲内とします。なお、当行は本アプリ利用者事前に通知することなく1日あたりの料金等の払込み上限金額を変更する場合があります。

③ スマートフォンのカメラでの払込情報の読み取りは、撮影方法や利用環境等によって取扱うことができない場合があります。

④ 料金等払込みにかかる契約は、当行が申込内容を確認して払込資金を本アプリに登録したメイン口座から引落としした時に成立するものとします。

⑤ 次の場合には料金等払込みを行うことができません。

a 故障等によりスマートフォンの取扱いができない場合

b 払込資金の引落とし時点において、申込み内容に基づく払込金額が、本アプリに登録したメイン口座より払い戻すことのできる金額（メイン口座に当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます）を超える場合

c 1日あたりの料金等払込み金額が、当行の定めた範囲を超える場合

d 本アプリに登録したメイン口座が解約済みの場合

e 本アプリに登録したメイン口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合

f 本アプリに登録したメイン口座に関して、差押等やむを得ない事情があり当行が不適当と認めた場合

g 収納機関の納付情報または請求情報について当行所定の確認ができない場合

h 当行所定の回数を超えて暗証番号を誤って入力した場合

i その他当行が料金等払込みの停止を必要と認めた場合

⑥ 料金等払込みにかかるサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内とします。但し、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内であっても利用できない場合があります。

⑦ 料金等払込みにかかる契約が成立した後は、料金等払込みの申込みを撤回することはできません。

- ⑧ 当行は、料金等払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報、または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問合せください。
- ⑨ 収納機関の事情により、料金等払込みが取り消されることがあります。
- ⑩ 当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込みの利用が停止されることがあります。サービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続きを行ってください。
- (4) 個人間送金サービス「オクロット！」
- ① 個人間送金サービス「オクロット！」（以下、「個人間送金サービス」といいます）は、個人間送金サービスの利用者間で資金の請求および支払を行うサービスをいいます。
- ② 個人間送金サービスは、届出電話番号認証による本人認証が完了している場合のみご利用いただけます。
- ③ 個人間送金サービスにおける資金の支払は振込として取扱います。
- ④ 個人間送金サービスにおける資金の受取口座および引落口座は本アプリにメイン口座として登録した普通預金口座に限定します。
- ⑤ 1日あたりの支払の上限金額は当行所定の範囲内とします。なお、当行は本アプリ利用者事前に通知することなく1日あたりの支払上限額を変更する場合があります。
- ⑥ 1回あたりの支払の上限金額は当行所定の範囲内とします。なお、当行は本アプリ利用者事前に通知することなく1回あたりの支払上限額を変更する場合があります。
- ⑦ 個人間送金サービスにより支払を行う場合は、当行ホームページ記載の手数料をいただきます。この手数料は支払完了時に当行所定の方法で本アプリに登録しているメイン口座から引落します。
- ⑧ 支払完了後に取消・変更はできません。また、支払完了後に取消が必要な場合は、本アプリに登録したメイン口座のある当行本支店に当行所定の組戻依頼書を提出し、組戻手続を依頼してください。組戻手続には当行ホームページ記載の組戻手数料をいただきます。なお、本アプリ上で組戻手続はできません。
- ⑨ 次の場合には、支払いのお取引はできません。
- 支払金額または支払金額と手数料金額の合計額が本アプリに登録しているメイン口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合。
  - 資金引落口座もしくは資金受取口座が解約済みの場合。
  - 資金引落口座の支払停止あるいは資金受取口座の入金停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行った場合。
  - 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払あるいは入金を不相当と認めた場合。
- (5) スマート通帳機能
- ① スマート通帳機能では、当行所定の手続きにより本アプリにご登録いただいた口座の前日以前の入出金明細を保存および表示することができます。また、本アプリに保存された入出金明細に、任意の文字等をメモ登録することが出来ます。
- ② スマート通帳機能は、「スマート通帳口座」、「『いわぎん口座開設アプリ』により開設した口座」、「イーハトーヴ支店口座」のみご利用いただけます。

## 第2条 口座情報の照会

- 残高等の口座情報は当行所定の時刻における内容であり、お客さまが口座情報の照会を行った時点の内容とは異なる場合があります。なお、これに起因してお客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
- ご照会いただける入出金明細の内容は、当行所定の期間内のものとなります。

## 第3条 ご利用条件

お客さまは、本規約にご同意いただいた上で、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスをご利用することができるものとします。

- あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン（但し、指定機種に限るものとします。以下同じ。）において利用できる状態にしておくこと。

2. 本アプリでご利用するメールアドレスの登録が完了していること。（但し、位置情報を利用した情報発信サービスのみをご利用される場合はこの限りではありません。）
3. 本アプリのご利用パスワード（以下「アプリ暗証番号」と言います）の登録が完了していること。（但し、位置情報を利用した情報発信サービスのみをご利用される場合はこの限りではありません。）
4. 本アプリ上で入力していただくアプリ暗証番号の認証による本人確認が完了していること。（但し、位置情報を利用した情報発信サービスのみをご利用される場合はこの限りではありません。）

#### 第4条 パスワード等の管理

お客さまは、お客さまのスマートフォンが第三者の手に渡り、かつパスワード等が知られた場合には、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客さまの情報が外部に漏れたり、お客さまに損害が発生したりする可能性があることを十分認識した上で、お客さまの責任においてスマートフォンおよびパスワード等を厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。

#### 第5条 スマートフォンの管理

1. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォンが第三者に渡らないように厳重に管理するものとし、当該スマートフォンが紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
2. お客さまは、本プログラムをインストールしたスマートフォンがコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう十分注意するものとします。

#### 第6条 本アプリの初期化

1. お客さまは、本アプリを初期化することができます。
2. 本サービスの利用に際し、アプリにご登録いただいたアプリ暗証番号を本サービス所定の回数以上誤って使用されたときは、本サービスの取扱いを中止します。お客さまが本サービスの再開を希望する場合は、本アプリの初期化を行ってください。

#### 第7条 権利帰属等

1. お客さまは、本サービスに基づく利用者の権利を譲渡または質入れできません。
2. 当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

#### 第8条 免責事項

1. スマートフォンの機種変更、初期化、通信圏外時の利用、回線障害の発生等により本サービスの取扱いが遅延もしくは不能となった場合、本サービスに関して当行から送信した情報・データの伝達が遅延もしくは不能となった場合、または本サービスを利用して保存した情報・データが喪失した場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
2. 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない理由、または裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由により、本サービスの取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
3. 本サービスの提供にあたり、当行が本サービス所定の確認手段を行ったうえで送信者を利用者とみなして取扱いを行った場合は、端末、ソフトウェア、暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
4. 前各項において当行の責に帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合、特別損害については、当行の予見可能性の有無に関わらず、当行は責任を負いません。但し、当行に故意または重大な過失がある場合にはこの限りでないものとします。

#### 第9条 利用者責任

1. お客さまが本規約に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客さまの責めに帰すべき事由により第三者から受けたクレーム・請求等については、お客さまの責任において解決するものとします。

2. お客さまが本規約に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客さまがこれを賠償する責任を負います。

#### 第10条 サービスの改廃・規約の変更

1. 当行は、本サービスの種類・内容を変更する場合があります。また、本サービス改廃のために一時的にサービスの利用を停止することがあります。
2. この規約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条4の規定に基づき変更するものとします。
3. 前項によるこの規約の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
4. 前二項による変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

#### 第11条 サービスの終了

1. 当行は、利用者に事前に通知した上で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. お客さまがアプリに登録しているすべての口座を解約された場合、本サービスの利用も自動的に終了するものとします。（但し、位置情報を利用した情報発信サービスのみをご利用される場合はこの限りではありません。）

#### 第12条 本サービスの利用に際してのご注意

1. 本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。（本アプリのバージョンアップや再設定などで追加的に発生する通信料も含まれます。）
2. お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。
3. 本サービスの利用のためにお客さまがご利用になるスマートフォンを変更する場合には、旧スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。また、スマートフォンを処分する際も、当該スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。
4. スマートフォンから本アプリを削除した後に、同一のスマートフォンで本サービスをご利用いただく場合には、再度、本アプリをダウンロードしていただいたうえで、第3条に基づき当行へのアプリ暗証番号の届出を行っていただく必要があります。
5. 当行とは関係のない第三者の作成した類似アプリにご注意ください。お客さまが設定したアプリ暗証番号等を抜き取る、あるいはコンピューターウイルスに感染させることを目的とした悪意のある類似のアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのアプリ暗証番号等やスマートフォン内の情報が漏えいする可能性があります。
6. 本サービスの利用にあたってはスマートフォンのセキュリティ対策を行ってください。不正なアプリや不審なウェブサイトの閲覧でウイルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策をおすすめします。
7. 本サービスをご利用中のスマートフォンを盗難・紛失された場合には、すみやかに当行へ連絡するとともに、お客さまが加入している通信事業者（キャリア）へも連絡し回線停止のお手続きを行ってください。

#### 第13条 利用停止

1. 当行は、お客さまが本規約に違反した場合に、いつでもお客さまに許諾した本アプリの使用権を停止させ、または使用権を失効させることができるものとします。
2. 本サービスは次の各項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各項の一つでも該当する場合には、当行は本サービスの利用をお断りするものとします。次の各項の一つでも該当し、本サービスの利用を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも契約者に通知することなく本アプリの使用権を停止させ、または使用権を失効させることができるものとします。なお、使用権の失効によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、使用権の失効により当行

に損害が生じた場合は、その損害額をお支払いただきます。

- (1) 本サービスお申込時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- (2) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をしたとき。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他①から④に準ずる行為

#### 第14条 規約の準用

本サービスに関し、本規約に定めていない事項については、当行の各種預金規定、いわぎん I C キャッシュカード規定をはじめとする各種規定の定めを準用します。

#### 第15条 準拠法・管轄

本規約の準拠法は日本法とします。本規約に関する訴訟については、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上  
(2020年3月17日現在)